

# ひとり親家庭などに関する手当制度

申請・問い合わせ先 / 市役所こども課家庭係 ☎76-8149

該当する手当の申請が済んでいるか確認してください。前年の所得および課税状況などにより、新たに該当する場合がありますので、ご相談ください。また、該当しなくなった場合は速やかに届け出をお願いします。

区分	対象者	支給制限	支給額など
児童扶養手当	<p>市内に住所があり、次のいずれかの状態にある18歳以下（一定の障がいがある場合は20歳未満）の児童を監護・養育している父または母もしくは養育者</p> <p>①父母が婚姻を解消した（事実上婚姻関係である場合を除く） ②父または母が死亡した ③父または母が1年以上生死不明 ④父または母に1年以上遺棄されている ⑤父または母が1年以上拘禁されている ⑥父または母が裁判所からDV保護命令を受けている ⑦婚姻によらないで生まれた ⑧父または母に重度の障がいがある</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●請求者と同居家族の前年所得が所定の額以上あるとき</li> <li>●児童が児童福祉施設などに入所、または里親に委託されているとき</li> </ul>	<p><b>支給月額（児童1人）</b> ●全額支給 / 43,160円 ●一部支給 / 43,150～10,180円</p> <p><b>児童2人目の加算月額</b> ●全額支給 / 10,190円 ●一部支給 / 10,180～5,100円</p> <p><b>児童3人目以降の加算月額</b> ●全額支給 / 6,110円 ●一部支給 / 6,100～3,060円</p> <p><b>支給月：</b>奇数月 <b>その他：</b>所得・扶養人数によって異なります</p>
県遺児手当	<p>③父または母が1年以上生死不明 ④父または母に1年以上遺棄されている ⑤父または母が1年以上拘禁されている ⑥父または母が裁判所からDV保護命令を受けている ⑦婚姻によらないで生まれた ⑧父または母に重度の障がいがある</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●請求者と同居家族の前年所得が所定の額以上あるとき</li> <li>●児童が児童福祉施設などに入所、または里親に委託されているとき</li> <li>●請求者が公的年金を受給できるとき</li> <li>●児童が父または母に支給される公的年金の加算対象となっているとき</li> </ul>	<p><b>支給期間：</b>5年間 <b>支給月額（児童1人）</b> ●支給開始～3年目 / 4,350円 ●4・5年目 / 2,175円 <b>支給月：</b>奇数月</p>
遺児就学手当	<p>市内に1年以上住所があり、上記①～⑦の状態にある義務教育就学中の児童を養育しているかた（同居家族の所得などの制限なし。請求者が前年分所得税非課税であれば該当）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●請求者に前年分所得税が課税されているとき</li> <li>●市内に1年以上居住していないとき</li> <li>●児童が児童福祉施設などに入所、または里親に委託されているとき</li> </ul>	<p><b>支給月額（児童1人）</b> ●小学生 / 2,500円 ●中学生 / 3,750円 <b>支給月：</b>7・11・3月</p>
特別児童扶養手当	<p>次のいずれかの状態にある20歳未満の児童を養育しているかた</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●知的発達または精神に障がいがある（療育手帳所持の場合はAまたはB判定程度）</li> <li>●身体に障がいがある（身体障害者手帳所持の場合は1～4級。ただし、4級は一部該当）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●請求者と同居家族の前年所得が所定の額以上あるとき</li> <li>●児童が障がいを理由とする公的年金を受給できるとき</li> <li>●児童が児童福祉施設などに入所したとき</li> </ul>	<p><b>支給月額（児童1人）</b> ●1級該当児童 / 52,500円 ●2級該当児童 / 34,970円 <b>支給月：</b>4・8・11月</p>

※障害年金を受けているかたの児童扶養手当の算出方法が令和3年3月分から変更となっています。障害基礎年金などを受給しているひとり親のかたはお問い合わせください。